

# 令和5年度行政書士試験 速報講評

## ☆☆全体の傾向☆☆

令和5年度試験は、昨年度の試験とは少し異なり、どちらかというとなり令和3年度試験と似た傾向となりました。ただ、やはり、最近の試験の傾向である法律の本質を理解しているか、曖昧なところはないかが問いかけているような問題が多かったと思います。民法と記述式は例年よりは得点しやすくなっていたと思いますが、一方で憲法と行政法はやや難しくバランスが図られているように思われます。一般知識等でどうにか基準点を突破できれば、合格の可能性は高まる試験であったと思います。

## ☆☆科目ごとの出題傾向☆☆

### 〔憲法〕

憲法は、人権の分野では主に判例に関する問題が出題されました。統治の分野では条文に関する問題も出題されましたが、問題6（国政調査権の限界）など、現場で考えさせる問題も出題されており、解くのに時間がかかったと思われま

### 〔行政法（択一式）〕

行政法は、行政手続法や行政不服審査法では条文の基礎知識があれば解ける易しい問題も出題されましたが、行政事件訴訟法では、問題17（事例問題）や問題18（準用規定に関する問題）など、やや難しい問題が出題されました。また地方自治法では、問題22（境界変更等）や問題24（普通地方公共団体相互間の協力）など、細かい条文知識を問う問題が出題されたため、解けなかった方も多

### 〔民法（択一式）〕

民法は、条文に関する問題と、判例に関する問題がバランスよく出題されました。また、問題27（消滅時効）、問題30（連帯債務の相対的効力事由）、問題32（債務不履行等）など、近年の改正点から多くの出題がなされました。

### 〔商法〕

商法（会社法）は、細かい条文知識を問う難しい問題が出題されました。また、問題36（商行為）や問題40（会計参与と会計監査人の差異）など、簡単そうに見えても間違えてしまう問題も出題されており、全体的に難しかったと思われま

### 〔一般知識等〕

政治・経済・社会分野では、知識がないと解けない問題が多く、全体的に難易度が高かったです。G7

サミットやテロ対策など、時事問題も出題されました。

情報通信・個人情報保護分野は、今年は4問の出題でした。情報通信用語は細かい知識が問われましたが、穴埋め形式の問題など現場判断で解ける問題もありました。

文章理解は、3問とも空欄補充の問題でした。比較的難易度は低かったので、文章理解で3問正解できれば、6問正解という一般知識等の基準点のクリアに近づけたかと思います。

〔記述式〕

記述式については、

問題44では、仮の差止めに目が行きがちですが、前提として差止めの訴えを外すことはできません。訴訟の本質を理解しているかも問われているように感じられます。その他、市議会による懲罰ですので被告はY市になることも押さえておきましょう。

問題45では、典型的な抵当権と物上代位の出題でした。ただ、ある程度、皆さんが書ける問題でしたので、物上代位権の行使と差押えだけではなく、払渡し前という言葉も忘れないようにしましょう。

問題46では、担保責任(契約不適合責任)が請負という形式で問われました。売買の応用ですので、書いていただきたい問題でした。もっとも、報酬減額請求は書けても、損害賠償請求や契約解除権が出てこなかった方もいるのではないかと思います。契約不適合責任が債務不履行責任の特則であることを理解しているかを問う問題であったように思います。

全体を通じて、今年の記述式は典型論点を問う問題ではありますが、少し方向をずらしたり、本質の理解を問う問題であったように思います。